

<表3>騒音規制法に基づく規制対象施設(特定施設)

施設の種類		規模・要件等	
1	金属加工機械	イ. 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5 kW以上のもの。
		ロ. 製管機械	—
		ハ. ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75 kW以上のもの。
		ニ. 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ホ. 機械プレス	呼び加圧能力が294 kN以上のもの。
		ヘ. せん断機	原動機の定格出力が3.75 kW以上のもの。
		ト. 鍛造機	—
		チ. ワイヤフォーミングマシン	—
		リ. プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
		ヌ. タンブラー	—
		ル. 切断機	といしを用いるもの。
2	空気圧縮機(冷凍機を除く)及び送風機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの。 (空気圧縮機については、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。)	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの。	
4	織機	原動機を用いるもの。	
5	建設用資材製造機械	イ. コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のもの。
		ロ. アスファルトプラント	混練機の混練重量が200 kg以上のもの。
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの。	
7	木材加工機械	イ. ドラムバーカー	—
		ロ. チッパー	原動機の定格出力が2.25 kW以上のもの。
		ハ. 碎木機	—
		ニ. 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW以上のもの。
		ホ. 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW以上のもの。
		ヘ. かな盤	原動機の定格出力が2.25 kW以上のもの。
8	抄紙機	—	
9	印刷機械	原動機を用いるもの。	
10	合成樹脂用射出成形機	—	
11	鋳造型機	ジョルト式のもの。	